

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

境界点座標変換

三 作業地域

さいたま市の一部

四 作業期間

令和五年八月十五日から令和六年二月二十九日まで